

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後										改 正 前									
第2章 土地及び土地の上に存する権利 第2節 宅地及び宅地の上に存する権利										第2章 土地及び土地の上に存する権利 第2節 宅地及び宅地の上に存する権利									
(都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価)										(都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価)									
24-7 都市計画道路予定地の区域内（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうちの道路の予定地の区域内をいう。）となる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちの都市計画道路予定地の区域内となる部分が都市計画道路予定地の区域内となる部分でないものとした場合の価額に、次表の地区区分、容積率、地積割合の別に応じて定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。										24-7 都市計画道路予定地の区域内（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうちの道路の予定地の区域内をいう。）となる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちの都市計画道路予定地の区域内となる部分が都市計画道路予定地の区域内となる部分でないものとした場合の価額に、次表の地区区分、容積率、地積割合の別に応じて定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。									
地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・ 併用住宅地区				普通住宅地区、中小工場地区、 大工場地区				地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、高度商 業地区		繁華街地区、普通商 業・併用住宅地区		普通住宅地区、中小工場地区、 大工場地区			
																		700%未満	700%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	<u>0.88</u>	0.99	0.97	<u>0.94</u>	30%未満	<u>0.91</u>	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.99	0.97	
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	<u>0.76</u>	0.98	0.94	<u>0.88</u>	30%以上60%未満	<u>0.82</u>	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.98	0.94	
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	<u>0.60</u>	0.97	0.90	<u>0.80</u>	60%以上	<u>0.70</u>	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.97	0.90	
(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。										(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。									

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第7節 電話加入権</p> <p>(電話加入権の評価)</p> <p>161 電話加入権の<u>価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第7節 電話加入権</p> <p>(電話加入権の評価)</p> <p>161 電話加入権の<u>評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>取引相場のある電話加入権の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる電話加入権以外の電話加入権の価額は、売買実例価額等を基として、電話取扱局ごとに国税局長の定める標準価額によって評価する。</u></p> <p>(特殊番号の電話加入権の評価)</p> <p>162 <u>特殊な番号(1番から10番まで若しくは100番のような呼称しやすい番号又は42番、4989番のような誰もがいやがる番号をいう。)その他前項の定めにより評価することが不相当と認められる電話加入権の価額については、前項の定めにより評価した価額を基とし、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して、適宜増減した価額によって評価する。</u></p>